

平成15年1月24日

JICA企画・評価部

JICA環境社会配慮ガイドライン第3回改定委員会

平成15年1月24日（金）午後2時～午後5時

新宿マインズタワー11階国際協力事業団11A～F会議場

- 1．ホームページに対するコメントの報告・・・・・・・・P．1
- 2．ビューローによる打ち合わせの報告
- 3．各スキームの業務フローと環境社会配慮の現状及び教訓・・・・・・・・P．3
- 4．案件事例の紹介・・・・・・・・（別紙）
- 5．現行環境配慮ガイドラインの評価と課題・・・・・・・・P．5
- 6．環境社会配慮に対するJICAの基本方針・・・・・・・・P．6
- 7．JBICガイドライン研究会の報告
- 8．議論の進め方
 - （1）フォローアップ
 - （2）公開協議
- 9．論点の整理
- 10．次回以降の改定委員会の案内
 - （1）第4回：2月28日（金）10：00～13：00国際協力事業団11A～F会議室
 - （2）第5回：3月27日（木）14：00～17：00国際協力事業団11E～H会議場
- 11．その他

以上

改定委員会に関するコメントの報告

１．第１回改定委員会議事録に寄せられたコメント

(1) 伊藤 様コメント：

動きが遅い。

(2) 川村暁雄 様コメント：

1. システムについて

新しい試みとして非常に興味深く見せて頂いています。しかし、非常に動きが重く、使

いにくいものとなっています。議事録詳細についてはもっと広い表示領域が必要となる

と思います。QuickTime は必要なのでしょうか？

2. 意見の送信について

このように重いシステムに入らないと全体に対する意見がいえないというのは、不要な障壁を生み出していることになります。全体についての意見の提出はもっと簡単に出来るような仕組みとするべきです。

3. 添付資料が付加されていません。議事録、添付資料については通常のどんな環境でも作業し、軽快に閲覧できる通常の形式で出すべきです。

(3) 松本悟 様コメント：

- ・システムが複雑で意見を書き込みにくい。
- ・コンピュータのメモリーやダウンロードの失敗によって、アクセスできない人がある。逆に参加を排除してしまうシステムになることを危惧している。
- ・ここで書かれた意見が委員会の議論などにどのように反映されるのか？少なくとも第２回改定委員会では、第１回の議事録公開後の意見は紹介されなかった。

(4) 川村暁雄 様コメント：

ガイドライン改定委員会委員・ビューローメンバーの川村です。

この議事録閲覧、参加システムは私自身の研究テーマとも重なるもので、非常に興味深く見させて頂いております。しかしながら知人・友人より、アクセスできなかったという報告も多々聞いており、委員会の運営という面から少々心配しております。私自身も当初はアクセスできましたが、現在はできておりません。(環境は、Mac OS X10.2.3、JAVA 1.3.1、QT6.0.2)

また、ブロードバンドを必要条件とされていますが、これは何のためなのでしょう？もし QuickTime だけのためにこのような条件を課せられているのであるならば、逆に QuickTime (私はブロードバンドですが、特に必要を感じないので閲覧するとき QuickTime との同期をはずしています) を必要な人だけ使うシステムにすることはできないのでしょうか？なお、おそらくすでに計画されているのではないかと思います。議事録画面や、その他の画面から事務局の担当者にコメントをメールで送信するだけでも十分に意見提出としては意味があるかと思います。ぜひそうした担当者の電子メール窓口を設置する方向で検討いただければと思います。よろしくご検討のほどお願い致します。

[事務局回答]

公開システムについて：

システム公開当初は、議事録閲覧のみが可能で、参加画面にアクセスできず、コメントを送信できないユーザーが多かったため、昨年 12 月 27 日から、議事録閲覧画面からもコメントを受け付けられるように改善しました。また、配布資料も、閲覧できるようにしました。第 3 回改定委員会までには、ブロードバンド環境にない方も参加画面が表示できるようシステムを改善中です。

書き込みのあった意見については、ホームページ上で公開するとともに改定委員会で事務局が報告し、議論いたします。

2．第 2 回改定委員会議事録に寄せられたコメント

(1) 濱口亮 様コメント：

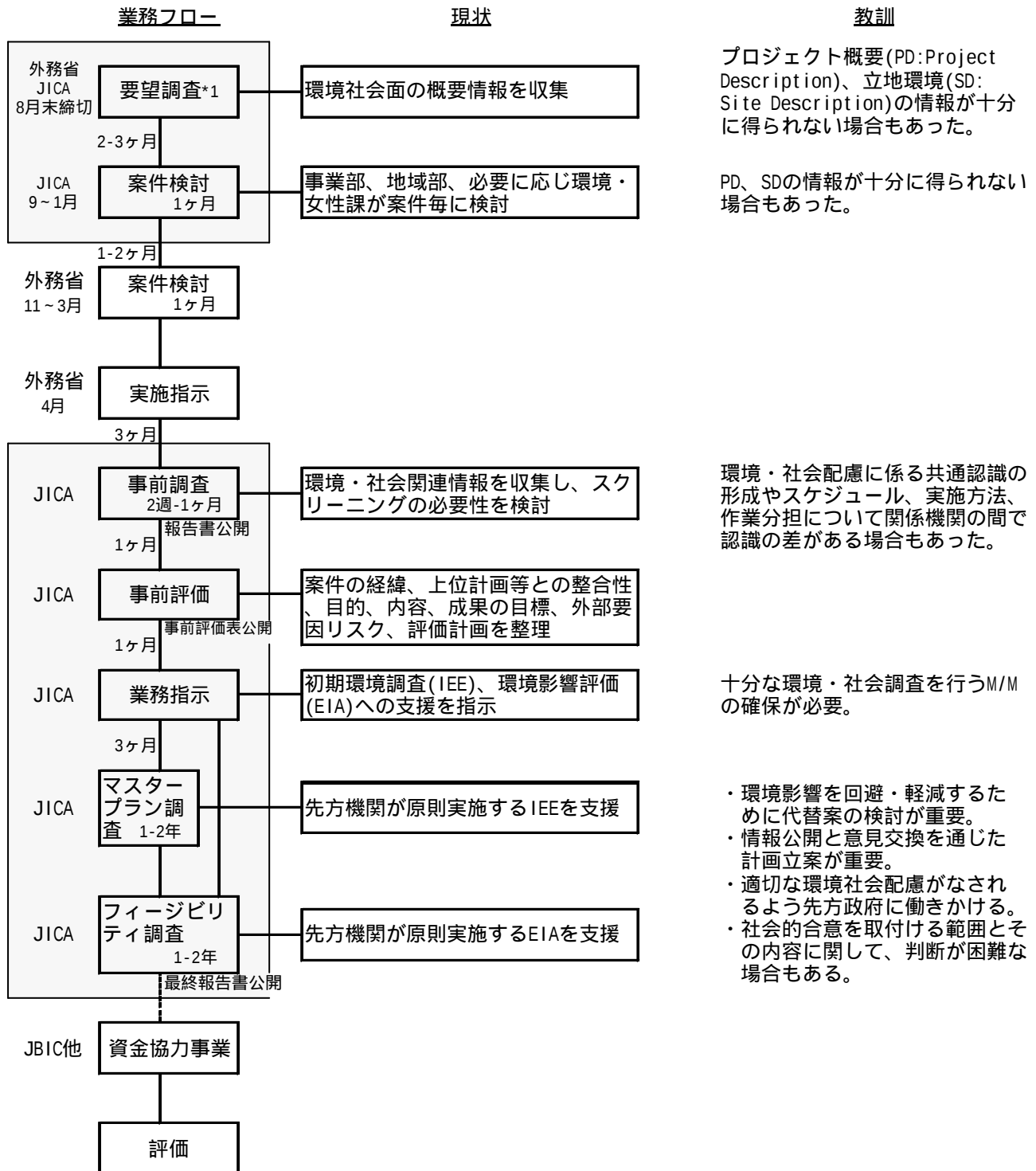
研究者及び官僚が3分の2を占める会議では、理論及びアドボカシーレベルの話（つまり紙の上の議論）ばかりで、現場の生の声が効果的に反映されません。NGOから3、4名だけでは説得力がありません。現場でプロジェクトを長年やっているのは、NGO及びコンサルタントです。これらの人々が最低半数を占めなければ、この会議自体無意味です。何故なら、このガイドラインは現場に反映されるべきものなのですから。現場をあまり知らない人に、現実味があるものを作れるか甚だ疑問です。さらに、NGO及び社団法人からだけ委員を出すのは、何故かということです。株式会社は何故出さないのですか？コンサルタントは株式会社が主流です。援助の担い手の株式会社の意見を聞かないのはどうかと思いますよ。

[事務局回答]

委員の構成について：

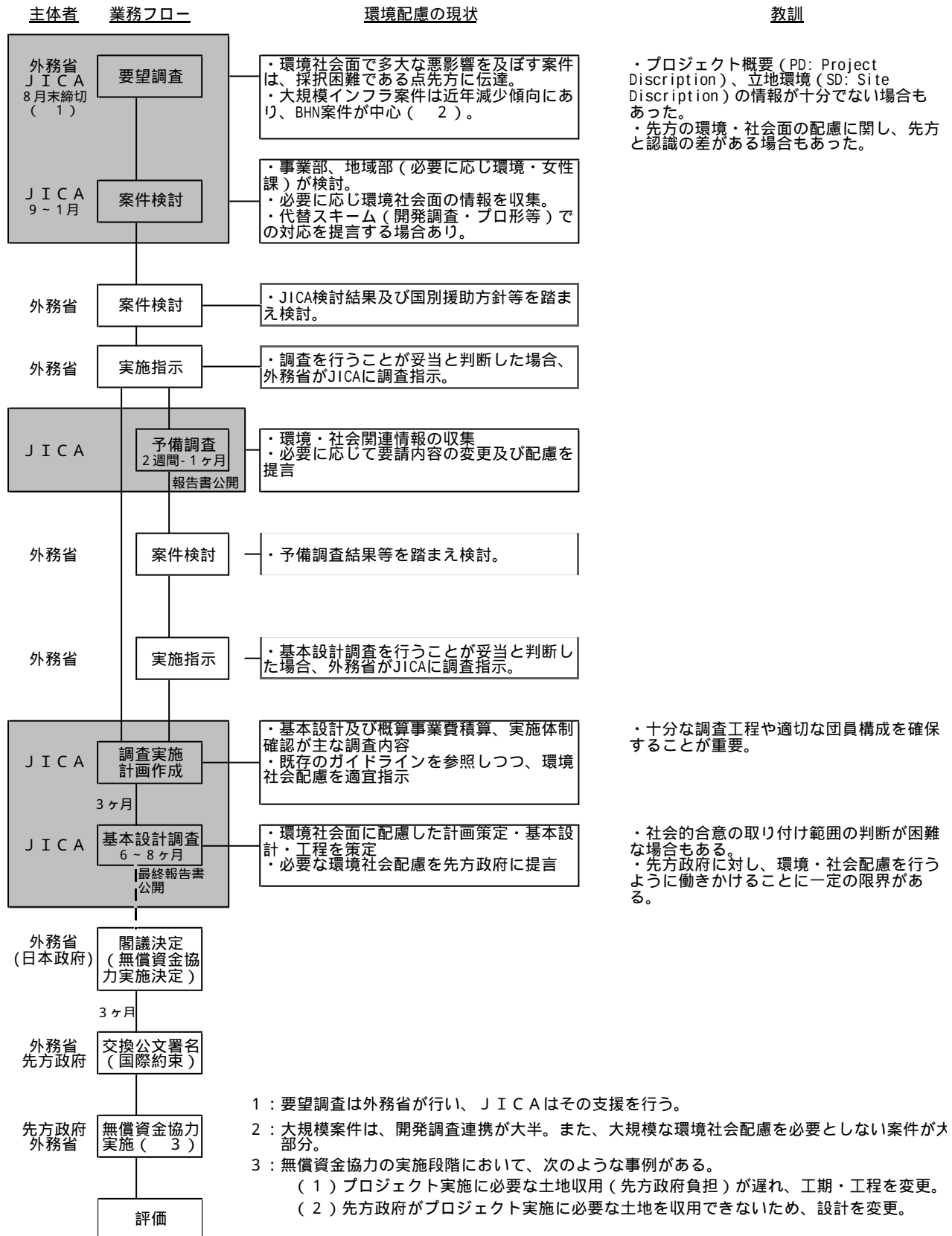
改定委員会の委員数をこれ以上増やす予定はありませんが、当日参加者として、コンサルタントの方の参加と意見を歓迎いたします。当日参加者の意見表明の機会を確保いたしますので、実質的に委員の方との差異は存在いたしません。

開発調査に関する環境社会配慮支援の現状と教訓



*1：要望調査は外務省が行い、JICAはその支援を行う。

無償資金協力事前の調査に関する環境社会配慮支援の現状と教訓



現行環境配慮ガイドラインの評価と課題

1．現行ガイドラインの用途

- 1) 開発調査の事前調査において、環境配慮団員がスクリーニングとスコーピングを行う際の参考資料。
- 2) スクリーニングとスコーピングの結果を JICA 職員がチェックする際の参考資料。
- 3) 計画策定の初期段階の環境配慮の内容を外部発信。

2．現行ガイドラインの評価

- 1) 開発調査の実施にあたって、スクリーニングやスコーピングの調査手法を導入した。
- 2) 現行ガイドラインは、開発調査の事前調査を対象としたものであるが、無償資金協力や技術協力においても援用して使用している。

3．今後の課題

- 1) 環境社会配慮の実施主体は先方政府であり、JICA はそれを支援する立場にあることを明確にする必要がある。
- 2) 案件検討の段階で、判断に十分なプロジェクト概要や立地環境の情報を入手する必要がある。
- 3) 環境社会配慮への支援を案件毎に判断しているが、統一的な基準とその範囲及び各段階における具体的な支援内容を明確にする必要がある。
- 4) 案件採択後、環境社会面での不適切な点が判明した場合、それを回避する方法を検討する必要がある。
- 5) 報告書を図書館で公開しているが、より積極的な情報公開を進める必要がある。
- 6) ガイドラインの運用については、各事業部が判断を行っているが、ガイドラインの適切な実施と遵守を確保する体制を強化する必要がある。
- 7) 改定にあたっては、JBIC や国際機関等のガイドラインとの整合性を確保する必要がある。

以上

環境社会配慮に対する JICA の基本方針（案）
（環境社会配慮ガイドラインの改定にあたって）

環境社会配慮は、持続可能な開発を確保するために必須の要件と考えられる。したがって、開発途上国において JICA が協力する事業の実施にあたっては、バランスのとれた開発が進められるように、長期的な視野を持って、開発のできるだけ早い段階から、十分な環境社会配慮の検討が行われなければならない。

JICA は、その協力の実施に際しては、開発途上国政府の責任で行われる環境社会配慮が適切に実施されるように先方政府を支援する。

その支援にあたっては、協力事業が環境や地域社会に与える影響の程度や先方政府の実施体制に応じて、先方政府に対して適切な環境社会配慮を行うよう、事業の各段階において働きかけを行うとともに、必要な場合には政府の実施能力の向上に向けた支援を行う。また、環境社会配慮の支援に際しては、相手国側の制度等を踏まえた地域住民等の参加や情報公開が重要であることに留意し、住民の参加と情報の公開を促進するための適切な方法を検討する。

JICA は環境社会配慮ガイドラインの改定にあたっては、上記の方針を反映し、かつ我が国の ODA 政策や JBIC、国際機関等のガイドラインとの整合性を図り、国際的な動向に留意する。

併せて、JICA の環境社会配慮への支援を十分かつ効果的に達成し、改定後のガイドラインの適切な実施を確保するために、その組織体制のあり方と実施能力の充実についても検討する。

以上